

平成24年9月25日

在日米国商工会議所

9月3日、株式会社かんぽ生命保険は郵政民営化法第138条第1項の規定に基づき、学資保険の改定に係る認可申請を行った。従来、養老保険の一形態として学資保険が取り扱われてきたが、今回認可を求めた商品はその範囲を超える新たな保険の引き受けであって、この認可申請は、明らかに株式会社かんぽ生命保険が日本政府に対して新規業務を求めたものである。

我々、在日米国商工会議所（ACCJ）は従来より、民間企業との対等な競争条件が確保される前に日本郵政の業務拡大は認められるべきではないと繰り返し主張を行ってきた。それにもかかわらず、金融二社が保険業法や銀行法から適用除外されることによる恩恵（民間企業に適用されない方法による事業活動が許可されている）、異なる監督体制、国有企業としての暗黙の政府保証、郵便局に対する優先的なアクセス等、様々な特典が日本郵政グループに引き続き与えられている。

学資保険について言及すれば、現在、かんぽ生命は元本割れする商品を供給しているにもかかわらず、業界シェア NO. 1 の実績を有している。リスクとリターンという観点でかんぽ生命の商品を見てみると、暗黙の政府保証という圧倒的な低リスクがこの実績をもたらしているものとししか考えられない。そして、今回の商品改定は暗黙の政府保証という圧倒的な低リスクはそのままに、リターンを改善するものであるため、民間企業に強いてきた不利な競争条件を悪化させるものである。

今後、郵政民営化委員会の意見を聴いた上で、金融庁長官および総務大臣の認可がなされた場合には、国際法上の約束に反する重大な事態となることを懸念する。

以上